

口座の売買・譲渡・レンタルは犯罪です。

口座を売る側・買う側・譲渡する側・譲り受ける側・貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり処罰の対象になります。

発覚した場合は、口座の利用停止や解約などの厳格な対応を行います。また、法令に基づき行政庁へ届出します。

詐欺被害の入り口座（投資詐欺・振り込め詐欺など）、マネーロンダリングなどの犯罪に悪用された結果、身の覚えのない犯罪の当事者となる恐れもあり、以下のような重大な代償を伴う可能性があります。

- ・ 法律による処罰の対象となり、懲役や罰金などの処罰を受ける。
- ・ 当金庫の口座だけでなく、すべての金融機関の口座の利用さらには新しく口座の開設もできなくなります。